

村山市監査委員公告 第 12 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 8 年 5 月 27 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象

農業委員会事務局

2. 監査の期間

令和 8 年 5 月 11 日から令和 8 年 5 月 27 日

3. 監査の範囲

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況

4. 監査の方法

村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求めた。令和 8 年 5 月 11 日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するとともに、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。

5. 監査の結果

別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので適切な措置を講じられたい。

(別添)監査の結果

**【指摘事項】**

■郵便切手受払簿について

切手の現数が受払簿と1,255円分異なっている。

郵便切手 3種類 6枚 655円

レターパック 1種類 1枚 600円

また、一部切手の受払簿が備えられていないほか、検収印が押されておらず、月々の検収の実績が認められない。